

事 務 連 絡

令和8年7月30日

各 都道府県 保育主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

令和8年熊本地震の発生に伴う指定保育士養成施設の運営等に係る取扱いについて

指定保育士養成施設の適正な運営については、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年熊本地震の発生に伴い、被災した学生への対応及び指定保育士養成施設（以下「各養成施設」という。）の運営について、下記のとおり、取り扱うこととしますので、管内の各養成施設に対し、周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 保育士資格に係る取扱い

- (1) 各養成施設は、地震の影響により、当初の計画通りに授業を実施することが困難な場合において、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、必要な単位を履修して各養成施設を卒業した者については、保育士となる資格を有すると認められること。
- (2) 各養成施設の学生は、地震の影響により、他の学生より修業が遅れることが想定されるが、この場合においても、必要な単位を履修して各養成施設を卒業した者については、保育士となる資格を有すると認められること。
- (3) (1) 及び (2) の取扱いについては、各養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、各養成施設にあっては、時間割の変更、補講、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により、必要な教育が行われるよう、特段の配慮をいただきたいこと。なお、修業年限の短縮を認めるものではないため、留意されたい。

2. 各養成施設の運営に係る取扱い

- (1) 被災した地域の各養成施設にあっては、地震の影響により、実習中止、休講等の影響を受けた学生と影響を受けていない学生の間、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 各養成施設は、地震の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難となることが想定されるが、このような場合、各養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当分の間、非常勤職員の確保や講義室、実験室及び実習室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。
- (3) 各養成施設は、地震の影響により実習施設の変更等が必要となることが想定されるが、実習先の確保が困難な場合、複数の実習施設で実施する、年度をまたいで実習を行う等の方法により対応することとして差し支えないこと。ただし、複数の施設で実習を実施する場合においては、実習評価等を適切に行うため、実習施設間で十分な連携を図ること。なお、それらによってもなお実習施設の確保が困難である場合には、実習に係る時間の一部について、実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

こども家庭庁成育局 成育基盤企画課 保育士対策係

TEL : 03-6861-0058

Mail : seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp